江別市合同墓　受付案内書



○　新しい形式のお墓です

親類縁者がいない方など、さまざまな事情でお墓の承継、お骨の管理が困難な方が増えてきています。

そこで市では合同墓を設置している他市の事例を参考に検討を重ねた結果、お墓で困っている方への１つの選択肢になるように合同墓を整備しました。

合同墓は市が管理しますので、お墓の承継の問題や、無縁化への心配などがありません。

点字ブロック、スロープ、手すりを備え付けてバリアフリーな造りになっており、更に緑地帯に設置しており、緑と調和した落ち着いた空間になっています。

なお、宗教性を帯びない施設ですので、どなたでも使用することが可能です。

～合同墓への埋蔵を検討している方への注意事項～

江別市合同墓は、骨箱から焼骨のみを取り出して、直接埋蔵する合葬式のお墓です。

施設の性質上、一度埋蔵すると二度と取り出すことができませんので、ご利用にあたっては、ご親族の方とも十分に相談したうえで申し込みをして下さい。

○　合同墓申込の要件

◇下記のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

１．１年以上江別市に住所を有し、お骨を管理されている方

２．江別市に住んでいたことがある故人のお骨を管理されている方

３．江別市の市営墓地から合同墓にお骨を移そうとする方

※生前申込み（自分が合同墓に入るための申し込み）は受け付けません

○　使用料

◇焼骨１体につき８，０００円

（合同墓を永代に使用するための使用料であり、年間の管理料はかかりません）

※納付した使用料は還付いたしませんので、必ずご確認の上、使用料を納入してください。

※納入期限は申請日から２週間です。

※お支払い先の金融機関

○　申込受付の期間と場所

◇受付場所

市民生活課市民活動係（市役所本庁舎西棟２階　１７番窓口）

◇受付の期間・時間

受付は一年中行っております。

午前８時４５分～午後５時１５分　　※土曜日、日曜日及び祝日を除く

※納骨は積雪の無い４月から１１月までの毎週土曜日に行います。

○　申込みに必要な書類

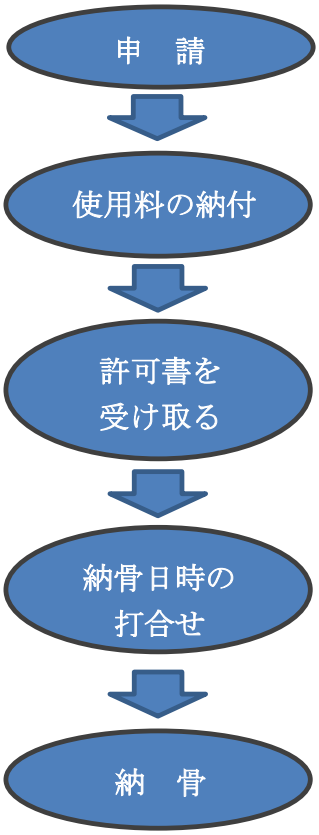
◇必要書類

申　請　書	１．合同墓使用許可申請書
居住関係	１．申請者の住民票（申込時点で発行後３ヵ月以内のもの） ※本籍・筆頭者・世帯主・続柄は省略可
お骨関係 （いずれか１枚）	１．火葬許可証　（お骨を自宅においている場合） ⇒　火葬場で火葬した際に発行され、通常は骨箱と一緒になっています。 ２．収蔵証明書　（お骨を納骨堂に預けている場合） ⇒　お骨を預けている寺院に発行を受けてください。 ３．埋蔵証明書　（お骨を他市のお墓に埋蔵している場合） ⇒　墓地管理者から発行を受けてください。 ４．改葬許可証　（お骨を江別市のお墓に埋蔵している場合） ⇒　市民生活課担当窓口で申請してください。
その他 （必要な場合）	【江別市に住んでいたことがある故人のお骨で申請する場合に必要になります】 １．故人が江別市民であったことを確認できる書類 例）戸籍の附票、税金や社会保険、公共料金等の領収書、郵便物、住所の記載のある卒業アルバム等

○　申請から納骨までの手順

◇手続きの流れ

申請する方は、以下のとおり使用許可の手続を行っていただきます。



①市民生活課窓口にて書類を受け付けます。

②申請書確認後、納付書をお渡しいたしますので、指定の金融機関にて使用料を納付してください。

③使用料の納付が確認できましたら、合同墓使用許可書を交付します。

④合同墓使用許可書を受け取りましたら、納骨を行う日時を納骨立会者と打ち合わせて決定していただきます。

⑤打ち合わせた日時に、埋蔵するお骨と合同墓使用許可書、お骨の証明書の３点をご持参のうえ、合同墓へ直接お越しください。
現地では、係員の指示を受けて下さい。

○　納骨について

・合同墓使用許可書の交付後、納骨立会者と、納骨日の打合せをすることが出来ます。
・納骨は積雪の無い４月から１１月までの毎週土曜日に行います。
・お骨以外の副葬品などは埋蔵できません。
・お礼としての金品は一切お断りしています。
・納骨当日の持ち物は以下のとおりです。

①．お骨
②．合同墓使用許可書
③．火葬場使用許可申請書（骨箱を当日、処理する場合に使用します。別途 1kg につき 650 円）
④．お骨の証明書（申請に使用した書類とは違う書類が必要な場合もあります。）

お骨の場所	必要書類	説明
自宅に置いている	火葬許可書	申請時と同じ書類です。
江別市の納骨堂	収蔵証明書	申請時と同じ書類です。
他市の納骨堂	改葬許可証	収蔵証明書を、納骨堂の所在する市町村の役場に提示して改葬許可申請すると交付されます。
江別市の墓地	改葬許可証	申請時と同じ書類です。
他市の墓地	改葬許可証	埋蔵証明書を、墓地の所在する市町村の役場に提示して改葬許可申請すると交付されます。

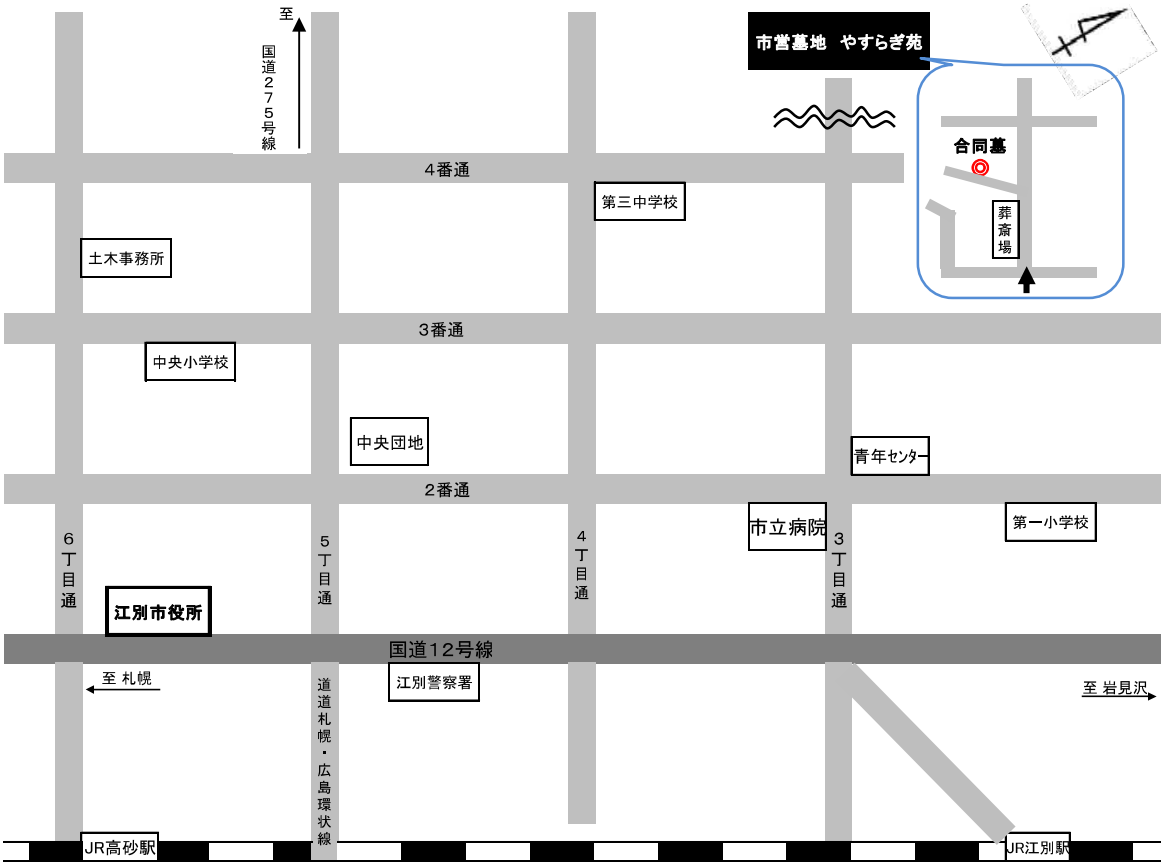
○　お参りについて

・屋外にありますので、いつでもお参りすることが出来ます。
・供物や供花などを置く献花台を用意しておりますが、使用後は必ずお持ち帰り願います。

○　注意事項

・**合葬式のため、合同墓に納めたお骨は、取り出すことが出来ません。**
必ず親族間でよく話し合ってから、お申し込みください。
・現在、お骨を管理されていない方は使用できません（生前の予約申し込みはできません）
・墓誌を設置していないため、名前を刻むことはできません。
・市では宗教的な供養を行いません。
・市がお骨をお預かりすることや、埋蔵を行うことはありません。
・納骨後空いた骨箱や骨壺の処理は葬斎場にて承ります（別途 1kg につき 650 円）
・ご利用にあたっては係員の指示にしたがってください。
・納骨日の宗教的儀式はご遠慮ください。
お坊さん等をよぶ場合は、土曜日以外にお願いいたします。
・「生活保護受給者の方」、「永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の方で法に基づく支援を受けている方」が申請者となる際、使用料が減免される場合がありますので、事前にご相談ください。

○　合同墓への案内図



お問い合わせ先
江別市生活環境部市民生活課市民活動係　〒067-8674　北海道江別市高砂町６番地
電話（011）381-1094